○厚生労働省告示第百二十一号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十二年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

過去勤務期間の年数	率	
	平成二十二年四月一日から同年九月三十日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	平成二十二年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合
一年	○	○
二年	○	○
三年	○	○
四年	○	○
五年	○	○
六年	○	○
七年	○・○一	○
八年	○・○二	○・○一
九年	○・○三	○・○二
一〇年	○・○四	○・○三

○厚生労働省告示第百二十二号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十条第二項第二号イの規定に基づき、平成二十二年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年○パーセントとする。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第百二十三号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第三項第一号の規定に基づき、平成二十二年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年○パーセントとする。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第百二十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十九項及び第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

第四項中「前号」を「前項」に改め、同項第六号から第八号までを次のように改める。

六　別表の2の⑸の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電池交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換及びイヤホン交換

七　別表の2の⑸の車いすの項中クッション交換、クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換、クッション（ゲルとウレタンフォームの組合わせのもの）交換、クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換、クッション（特殊な空気室構造のもの）交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換、クッションカバー（防水加工を施したもの）交換、枕（オーダー）交換、リフレクタ（反射器―夜光反射板）交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ（雨よけ）部品交換

八　別表の2の⑸の電動車いすの項中枕（オーダー）交換、バッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換、レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換、日よけ（雨よけ）部品交換及びテーブル交換

第四項第十号中「及び圧電素子式入力装置（スイッチ）交換」を「、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換」に改める。

別表の1の⑴のウを次のように改める。

ウ　基本価格

名称	採型区分	型式	価格（円）	備考
義手用	A―1	装飾用作業用能動式	33,400 33,400 44,500	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとすること。
	A―2	装飾用作業用能動式	35,600 35,600 41,800	吸着式は、25,900円増しとすること。
	A―3	装飾用作業用能動式	32,500 32,500 37,600	吸着式は、25,900円増しとすること。
	A―4	装飾用作業用能動式	31,500 31,500 33,100	顆上支持式は、12,900円増しとすること。 スプリット式は、19,400円増しとすること。